



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月24日金曜日 第2859号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (市町振興課) 1

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則等の一部を改正する規則..... (財政課) 2

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (男女参画・県民協働課)23

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課医療保険室)25

愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (子育て支援課)25

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課)32

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (")32

教育委員会規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (教育総務課)33

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則..... (文化財保護課)34

人事委員会規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)35

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")38

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")39

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則..... (")39

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課)48

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課)49

規 則

○愛媛県規則第9号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務</u></p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費（以下「肝炎治療費」という。）の支給に関する事務
- (2) 肝炎治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 肝炎治療費の受給者証に関する事務
- (4) 肝炎治療費の支給認定の変更に関する事務
- (5) 肝炎治療費の支給認定の取消しに関する事務
- (6) 肝炎治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1 （第4条、第5条関係）					別表第1 （第4条、第5条関係）				
衛生環境研究所使用料表					衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1～25	省略				1～25	省略			
26	文書料		1枚につき	<u>700円</u>	26	文書料		1枚につき	<u>600円</u>
別表第2 （第4条関係）					別表第2 （第4条関係）				
第2条第2項の規定による成績書等の謄本及び翻訳文に係る文書料					第2条第2項の規定による成績書等の謄本及び翻訳文に係る文書料				
1	謄本	1枚につき		<u>700円</u>	1	謄本	1枚につき		<u>600円</u>
2	翻訳文	1枚につき		<u>700円</u>	2	翻訳文	1枚につき		<u>600円</u>

(愛媛県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県港湾管理条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第3(第17条関係)								別表第3(第17条関係)							
(単位 円)								(単位 円)							
品 目 名	単 位	金 額						品 目 名	単 位	金 額					
		重要港湾		地方港湾 (A)		地方港湾 (B)				重要港湾		地方港湾 (A)		地方港湾 (B)	
		内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶			内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶
農水産品								農水産品							
1 穀類								1 穀類							
(1) 米、麦	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(1) 米、麦	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(2) 雑穀、豆	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(2) 雑穀、豆	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(3) 落花生	1トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(3) 落花生	1トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
2 野菜、果物								2 野菜、果物							
(4) 芋類	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(4) いも類	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(5) 野菜類	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(5) 野菜類	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(6) 果物類	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(6) 果物類	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
3 綿花								3 綿花							
(7) 綿花	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(7) 綿花	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
4 その他農産品								4 その他農産品							
(8) 工芸作物	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(8) 工芸作物	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(9) 農産加工品	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(9) 農産加工品	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(10) 他に分類されない農産品	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(10) 他に分類されない農産品	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
5 羊毛								5 羊毛							
(11) 羊毛	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(11) 羊毛	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
6 その他畜産品								6 その他畜産品							
(12) 獣類	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(12) 獣類	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(13) 鳥類	1トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>10.4</u>	<u>9.7</u>	(13) 鳥類	1トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>10.1</u>	<u>9.4</u>
(14) 鳥獣肉	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(14) 鳥獣肉	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(15) 未加工乳	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(15) 未加工乳	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(16) 鳥卵	1トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(16) 鳥卵	1トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(18) 他に分類されない畜産品	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(18) 他に分類されない畜産品	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
7 水産品								7 水産品							

(19) 魚介類 (生鮮、 冷凍のもの)	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(19) 魚介類 (生鮮、 冷凍のもの)	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(20) 魚介類 (塩蔵、 乾燥のもの)	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(20) 魚介類 (塩蔵、 乾燥のもの)	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(21) その他 の水産品	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(21) その他 の水産品	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
林産品								林産品							
8 原木								8 原木							
(22) 原木	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(22) 原木	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(23) 製材	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(23) 製材	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
9 樹脂類								9 樹脂類							
(24) 樹脂類	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(24) 樹脂類	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
10 その他木 材								10 その他木 材							
(25) その他 木材	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(25) その他 木材	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
11 薪炭								11 薪炭							
(26) 薪炭	1 トン	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	<u>3.4</u>	<u>3.2</u>	(26) 薪炭	1 トン	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>	<u>3.3</u>	<u>3.1</u>
(27) 木炭	1 トン	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	<u>3.4</u>	<u>3.2</u>	(27) 木炭	1 トン	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>	<u>3.3</u>	<u>3.1</u>
鉱産品								鉱産品							
12 石炭								12 石炭							
(28) 石炭	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(28) 石炭	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(29) 亜炭	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(29) 亜炭	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
13 鉄鉱石								13 鉄鉱石							
(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
14 その他の 金属鉱								14 その他の 金属鉱							
(31) 非鉄鉱	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(31) 非鉄鉱	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(32) その他 の金属鉱	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(32) その他 の金属鉱	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
15 砂利、砂 、石材								15 砂利、砂 、石材							
(33) 砂利	1 トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>15</u>	<u>14</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(33) 砂利	1 トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>14.5</u>	<u>13.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(34) 砂	1 トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>15</u>	<u>14</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(34) 砂	1 トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>14.5</u>	<u>13.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(35) 石材	1 トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>15</u>	<u>14</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(35) 石材	1 トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>14.5</u>	<u>13.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
16 原油								16 原油							
(36) 原油	1 キロ リット ル	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(36) 原油	1 キロ リット ル	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
17 りん鉱石								17 りん鉱石							
(37) りん鉱 石	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(37) りん鉱 石	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
18 石灰石								18 石灰石							
(38) 石灰石	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(38) 石灰石	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
19 原塩								19 原塩							
(39) 原塩	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(39) 原塩	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
20 その他非 金属鉱物								20 その他非 金属鉱物							

(40) その他 非金属鉱 物	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(40) その他 非金属鉱 物	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
金属機械工 業品								金属機械工 業品							
21 鉄鋼								21 鉄鋼							
(41) 鉄	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(41) 鉄	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(42) 鋼	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(42) 鋼	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(43) 鋼材	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(43) 鋼材	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
22 非鉄金属								22 非鉄金属							
(44) 地金、 合金	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(44) 地金、 合金	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(45) 伸鋼品	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(45) 伸鋼品	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(46) 電線、 ケーブル	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(46) 電線、 ケーブル	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
23 金属製品								23 金属製品							
(47) 建設用 金属製品	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(47) 建設用 金属製品	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(48) 線材製 品	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(48) 線材製 品	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(49) 刃物工 具	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(49) 刃物工 具	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(50) その他 金属製品	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(50) その他 金属製品	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
24 輸送機械								24 輸送機械							
(51) 鉄道車 両	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(51) 鉄道車 両	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
	大	<u>58.6</u>	<u>54.3</u>	<u>46.8</u>	<u>43.4</u>	<u>35.1</u>	<u>32.5</u>		大	<u>56.4</u>	<u>52.3</u>	<u>45.1</u>	<u>41.8</u>	<u>33.8</u>	<u>31.3</u>
(52) 自動車	1台中	<u>46.8</u>	<u>43.4</u>	<u>37.4</u>	<u>34.7</u>	<u>28.1</u>	<u>26</u>	(52) 自動車	1台中	<u>45.1</u>	<u>41.8</u>	<u>36</u>	<u>33.4</u>	<u>27.1</u>	<u>25.1</u>
	小	<u>41</u>	<u>38</u>	<u>32.7</u>	<u>30.3</u>	<u>24.5</u>	<u>22.7</u>		小	<u>39.5</u>	<u>36.6</u>	<u>31.5</u>	<u>29.2</u>	<u>23.6</u>	<u>21.9</u>
(53) 自転車 、その他 の車両	1台大	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(53) 自転車 、その他 の車両	1台大	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
	小	<u>3.4</u>	<u>3.2</u>	省略					小	<u>3.3</u>	<u>3.1</u>	省略			
(54) 船舶	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(54) 船舶	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(55) 船具	1トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(55) 船具	1トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(56) 航空機	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(56) 航空機	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
25 その他機 械								25 その他機 械							
(57) 産業機 械	1トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>10.4</u>	<u>9.7</u>	(57) 産業機 械	1トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>10.1</u>	<u>9.4</u>
(58) 電気機 械	1トン	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>10.4</u>	<u>9.7</u>	(58) 電気機 械	1トン	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>10.1</u>	<u>9.4</u>
(59) 照明器 具	1トン	<u>16.3</u>	<u>15.1</u>	<u>12.8</u>	<u>11.9</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	(59) 照明器 具	1トン	<u>15.7</u>	<u>14.6</u>	<u>12.4</u>	<u>11.5</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>
(60) 民生用 電気機器	1トン	<u>16.3</u>	<u>15.1</u>	<u>12.8</u>	<u>11.9</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	(60) 民生用 電気機器	1トン	<u>15.7</u>	<u>14.6</u>	<u>12.4</u>	<u>11.5</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>
(61) 度量衡 器	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(61) 度量衡 器	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(62) 時計	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(62) 時計	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(63) 他に分 類されな い機械	1トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(63) 他に分 類されな い機械	1トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
化学工業品								化学工業品							

26	陶磁器								
(64)	陶磁器	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	
27	セメント								
(65)	セメント	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
28	ガラス類								
(66)	板ガラス	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	
(67)	ガラス製品	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	
29	その他窯業品								
(68)	れんが	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
(69)	セメント製品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
(70)	石灰	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
(71)	土管	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
(72)	他に分類されない窯業品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
30	重油								
(73)	重油	1 キロリットル	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
31	石油製品								
(74)	揮発油	1 キロリットル	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
(75)	その他の石油	1 キロリットル	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
(76)	その他の石油製品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
32	コークス								
(77)	コークス	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
33	その他石炭製品								
(78)	その他の石炭製品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
34	化学薬品								
(79)	硫酸	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
(80)	ソーダ	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
(81)	その他の化学薬品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	
35	化学肥料								
(82)	窒素原肥料	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	
(83)	りん酸原肥料	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	

26	陶磁器								
(64)	陶磁器	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3	
27	セメント								
(65)	セメント	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
28	ガラス類								
(66)	板ガラス	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3	
(67)	ガラス製品	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3	
29	その他窯業品								
(68)	れんが	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
(69)	セメント製品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
(70)	石灰	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
(71)	土管	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
(72)	他に分類されない窯業品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
30	重油								
(73)	重油	1 キロリットル	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
31	石油製品								
(74)	揮発油	1 キロリットル	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
(75)	その他の石油	1 キロリットル	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
(76)	その他の石油製品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
32	コークス								
(77)	コークス	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
33	その他石炭製品								
(78)	その他の石炭製品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
34	化学薬品								
(79)	硫酸	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
(80)	ソーダ	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
(81)	その他の化学薬品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2	
35	化学肥料								
(82)	窒素原肥料	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	
(83)	りん酸原肥料	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2	

(84) カリ原肥料	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(84) カリ原肥料	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(85) その他の化学肥料	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(85) その他の化学肥料	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
36 染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品								36 染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品							
(86) 染料、顔料、塗料	1 トン	<u>14.0</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(86) 染料、顔料、塗料	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(87) 合成樹脂	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(87) 合成樹脂	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(88) 動植物性油脂	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(88) 動植物性油脂	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(89) 医薬品	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(89) 医薬品	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(90) 石けん、洗剤	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(90) 石けん、洗剤	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(91) 線香	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(91) 線香	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(92) 火薬類、危険品	1 トン	<u>23.3</u>	<u>21.7</u>	<u>17.4</u>	<u>16.2</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	(92) 火薬類、危険品	1 トン	<u>22.5</u>	<u>20.9</u>	<u>16.8</u>	<u>15.6</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>
(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	<u>16.3</u>	<u>15.1</u>	<u>12.8</u>	<u>11.9</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	<u>15.7</u>	<u>14.6</u>	<u>12.4</u>	<u>11.5</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>
軽工業品								軽工業品							
37 紙、パルプ								37 紙、パルプ							
(94) パルプ	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(94) パルプ	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(95) 紙	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(95) 紙	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(96) その他製紙原料	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(96) その他製紙原料	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
38 糸、紡績半製品								38 糸、紡績半製品							
(97) 糸、紡績半製品	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(97) 糸、紡績半製品	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
39 その他繊維工業品								39 その他繊維工業品							
(98) 織物	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(98) 織物	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
40 砂糖								40 砂糖							
(99) 砂糖	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(99) 砂糖	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
41 その他食料工業品								41 その他食料工業品							
(100) 製造食品	1 トン	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	(100) 製造食品	1 トン	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>
(101) 缶詰食料	1 トン	<u>12.8</u>	<u>11.9</u>	<u>10.4</u>	<u>9.7</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(101) 缶詰食料	1 トン	<u>12.4</u>	<u>11.5</u>	<u>10.1</u>	<u>9.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(102) 菓子	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(102) 菓子	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(103) 嗜好品	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(103) 嗜好品	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(104) 調味料	1 トン	<u>9.2</u>	<u>8.6</u>	<u>6.8</u>	<u>6.4</u>	<u>5.8</u>	<u>5.4</u>	(104) 調味料	1 トン	<u>8.9</u>	<u>8.3</u>	<u>6.6</u>	<u>6.2</u>	<u>5.6</u>	<u>5.2</u>
(105) 飲料	1 トン	<u>14</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>	<u>10.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.5</u>	(105) 飲料	1 トン	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>	<u>11.2</u>	<u>10.4</u>	<u>7.8</u>	<u>7.3</u>
(106) 酒類	1 トン	<u>18.7</u>	<u>17.3</u>	<u>16.3</u>	<u>15.1</u>	<u>14</u>	<u>12.9</u>	(106) 酒類	1 トン	<u>18</u>	<u>16.7</u>	<u>15.7</u>	<u>14.6</u>	<u>13.5</u>	<u>12.5</u>

(107) 清涼飲料水	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(107) 清涼飲料水	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(108) 水	1 トン	17.4	16.2	15	14	11.6	10.8	(108) 水	1 トン	16.8	15.6	14.5	13.5	11.2	10.4
(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
雑工業品								雑工業品							
42 玩具								42 玩具							
(110) 玩具	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	(110) 玩具	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3
43 日用品								43 日用品							
(111) 書籍、印刷物	1 トン	12.8	11.9	10.4	9.7	8.1	7.5	(111) 書籍、印刷物	1 トン	12.4	11.5	10.1	9.4	7.8	7.3
(112) 衣服、身回り品	1 トン	23.3	21.7	17.4	16.2	11.6	10.8	(112) 衣服、身回り品	1 トン	22.5	20.9	16.8	15.6	11.2	10.4
(113) 畳表類	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(113) 畳表類	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(114) 傘	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(114) 傘	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(115) 履物	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	(115) 履物	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3
(116) 文房具、運動娯楽用品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(116) 文房具、運動娯楽用品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(117) 楽器	1 トン	23.3	21.7	17.4	16.2	11.6	10.8	(117) 楽器	1 トン	22.5	20.9	16.8	15.6	11.2	10.4
(118) 家具装備品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(118) 家具装備品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(119) 金庫	1 トン	23.3	21.7	17.4	16.2	11.6	10.8	(119) 金庫	1 トン	22.5	20.9	16.8	15.6	11.2	10.4
(120) 衛生暖房用具	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(120) 衛生暖房用具	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(121) 台所用品、食卓用品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(121) 台所用品、食卓用品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(122) 装飾用品	1 トン	23.3	21.7	17.4	16.2	11.6	10.8	(122) 装飾用品	1 トン	22.5	20.9	16.8	15.6	11.2	10.4
(123) ろうそく	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(123) ろうそく	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(124) マッチ	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(124) マッチ	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(125) 他に分類されない日用品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(125) 他に分類されない日用品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
44 ゴム製品								44 ゴム製品							
(126) ゴム製品	1 トン	17.4	16.2	14	12.9	10.4	9.7	(126) ゴム製品	1 トン	16.8	15.6	13.5	12.5	10.1	9.4
(127) その他のゴム製品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(127) その他のゴム製品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
45 木製品								45 木製品							
(128) 経木	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(128) 経木	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(129) 木製品（他に分類されないもの）	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(129) 木製品（他に分類されないもの）	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
46 その他製造工業品								46 その他製造工業品							

(130) 皮革製 品	1 トン	23.3	21.7	17.4	16.2	11.6	10.8	(130) 皮革製 品	1 トン	22.5	20.9	16.8	15.6	11.2	10.4
(131) 紙製品	1 トン	12.8	11.9	10.4	9.7	8.1	7.5	(131) 紙製品	1 トン	12.4	11.5	10.1	9.4	7.8	7.3
(132) 農林用 器具	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(132) 農林用 器具	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(133) 草類製 品	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(133) 草類製 品	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(134) その他 蘭製品	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(134) その他 蘭製品	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(135) 魚網	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(135) 魚網	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(136) ロープ 類	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(136) ロープ 類	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
(137) 他に分 類されな い製造工 業品	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	8.1	7.5	(137) 他に分 類されな い製造工 業品	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	7.8	7.3
特殊品								特殊品							
47 金属くず								47 金属くず							
(138) 鉄くず	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(138) 鉄くず	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
(139) 非鉄金 属くず	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(139) 非鉄金 属くず	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
48 くずもの								48 くずもの							
(140) くずもの	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(140) くずもの	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
(141) ガラス くず	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(141) ガラス くず	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
49 動植物性 製造飼肥料								49 動植物性 製造飼肥料							
(142) 動植物 性製造飼 肥料	1 トン	9.2	8.6	6.8	6.4	5.8	5.4	(142) 動植物 性製造飼 肥料	1 トン	8.9	8.3	6.6	6.2	5.6	5.2
50 輸送用容 器								50 輸送用容 器							
(143) 金属性 容器	1 トン	6.8	6.4	5.8	5.4	4.5	4.2	(143) 金属性 容器	1 トン	6.6	6.2	5.6	5.2	4.4	4.1
(144) ボンベ	1 トン	14	12.9	11.6	10.8	9.2	8.6	(144) ボンベ	1 トン	13.5	12.5	11.2	10.4	8.9	8.3
(145) 箱類	1 トン	6.8	6.4	5.8	5.4	4.5	4.2	(145) 箱類	1 トン	6.6	6.2	5.6	5.2	4.4	4.1
(146) たる類	1 トン	6.8	6.4	5.8	5.4	4.5	4.2	(146) たる類	1 トン	6.6	6.2	5.6	5.2	4.4	4.1
(147) 籠、ざ る類	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(147) 籠、ざ る類	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(148) その他 の輸送用 容器	1 トン	16.3	15.1	12.8	11.9	9.2	8.6	(148) その他 の輸送用 容器	1 トン	15.7	14.6	12.4	11.5	8.9	8.3
51 取合せ品								51 取合せ品							
(149) 引越荷 物	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(149) 引越荷 物	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(150) 自動車 便路線貨 物	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(150) 自動車 便路線貨 物	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
(151) 内外航 船舶小口 混載貨物	1 トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4	(151) 内外航 船舶小口 混載貨物	1 トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2

52 分類不能のもの (152) 分類不能のもの	1トン	11.6	10.8	9.2	8.6	6.8	6.4
-----------------------------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----

注 省略

52 分類不能のもの (152) 分類不能のもの	1トン	11.2	10.4	8.9	8.3	6.6	6.2
-----------------------------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----

注 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備考
技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1 省略				技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1 省略			
		2 平面研削盤	1時間	<u>1,720円</u>				2 平面研削盤	1時間	<u>1,620円</u>	
		3 ラジアルボール盤	1時間	<u>1,080円</u>				3 ラジアルボール盤	1時間	<u>970円</u>	
		4~6 省略						4~6 省略			
		7 炭酸ガスアーク半自動溶接機	1時間	<u>1,080円</u>				7 炭酸ガスアーク半自動溶接機	1時間	<u>970円</u>	
		8 交流アーク溶接機	1時間	<u>970円</u>				8 交流アーク溶接機	1時間	<u>860円</u>	
		9・10 省略						9・10 省略			
		11 万能材料試験機	1時間	<u>1,290円</u>				11 万能材料試験機	1時間	<u>1,180円</u>	
		12 万能工具顕微鏡	1時間	<u>860円</u>				12 万能工具顕微鏡	1時間	<u>750円</u>	
		13 形状粗さ測定機	1時間	<u>540円</u>				13 形状粗さ測定機	1時間	<u>430円</u>	
		14・15 省略						14・15 省略			
		16 硬度計	1時間	<u>540円</u>				16 硬度計	1時間	<u>430円</u>	
		17 ビッカース硬度計	1時間	<u>540円</u>				17 ビッカース硬度計	1時間	<u>430円</u>	
		18 シャルピー衝撃試験機	1時間	<u>540円</u>				18 シャルピー衝撃試験機	1時間	<u>430円</u>	
		19 省略						19 省略			
		20 キャス試験機	1時間	<u>540円</u>				20 キャス試験機	1時間	<u>430円</u>	
		21・22 省略						21・22 省略			
		23 極低温槽	1時間	<u>540円</u>				23 極低温槽	1時間	<u>430円</u>	
		24・25 省略						24・25 省略			
		26 静ひずみ測定装置	1時間	<u>540円</u>				26 静ひずみ測定装置	1時間	<u>430円</u>	
		27 動ひずみ計	1時間	<u>540円</u>				27 動ひずみ計	1時間	<u>430円</u>	
		28 電動デジタルロックウエル硬度計	1時間	<u>540円</u>				28 電動デジタルロックウエル硬度計	1時間	<u>430円</u>	
		29 摩耗試験機	1時間	<u>540円</u>				29 摩耗試験機	1時間	<u>430円</u>	
		30~32 省略						30~32 省略			
		33 X線マイクロアナライザー	1時間	<u>860円</u>				33 X線マイクロアナライザー	1時間	<u>750円</u>	
		34 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,700円</u>				34 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,590円</u>	
		35 省略						35 省略			

	36 エンジン脱着システム	1時間	540円	
	37 四輪アライメント計測システム	1時間	540円	
	38 制動力、速度計、サイドスリップ、ヘッドライト光軸計測システム	1時間	540円	
	39~41 省略			
	42 精密切断機	1時間	1,180円	
	43 恒温槽付き万能試験機	1時間	640円	
	44・45 省略			
	46 3D超音波検査装置	1時間	640円	
	47 レーザー顕微鏡	1時間	430円	
電子 用機 器	1 ノイズ試験装置	1時間	540円	
	2・3 省略			
	4 恒温恒湿器	1時間	860円	
	5 省略			
	6 直流安定化電源	1時間	750円	
	7 省略			
	8 超絶縁抵抗計	1時間	540円	
	9 可変抵抗器	1時間	540円	
	10 標準コンデンサーセット	1時間	540円	
	11 透磁率計	1時間	540円	
	12 電波暗室	1時間	540円	
	13 省略			
	14 複合環境試験装置	1時間	1,080円	
	15 冷熱衝撃試験装置	1時間	1,080円	
	16 加速寿命試験器	1時間	860円	
	17~24 省略			
	25 周波数特性分析器	1時間	640円	
	26~30 省略			
	31 電力充放電システム	1時間	970円	
	32~35 省略			
	36 精密騒音計	1時間	430円	
	37 樹脂造形3Dプリンター	1時間	970円	
化学 用機 器	1 粒度分布測定装置	1時間	750円	
	2 省略			
	3 ロール機	1時間	750円	
	4 省略			
	5 偏光顕微鏡	1時間	640円	
	6 省略			

	36 エンジン脱着システム	1時間	430円	
	37 四輪アライメント計測システム	1時間	430円	
	38 制動力、速度計、サイドスリップ、ヘッドライト光軸計測システム	1時間	430円	
	39~41 省略			
	42 精密切断機	1時間	1,080円	
	43 恒温槽付き万能試験機	1時間	540円	
	44・45 省略			
	46 3D超音波検査装置	1時間	540円	
電子 用機 器	1 ノイズ試験装置	1時間	430円	
	2・3 省略			
	4 恒温恒湿器	1時間	750円	
	5 省略			
	6 直流安定化電源	1時間	640円	
	7 省略			
	8 超絶縁抵抗計	1時間	430円	
	9 可変抵抗器	1時間	430円	
	10 標準コンデンサーセット	1時間	430円	
	11 透磁率計	1時間	430円	
	12 電波暗室	1時間	430円	
	13 省略			
	14 複合環境試験装置	1時間	970円	
	15 冷熱衝撃試験装置	1時間	970円	
	16 加速寿命試験器	1時間	750円	
	17~24 省略			
	25 周波数特性分析器	1時間	540円	
	26~30 省略			
	31 電力充放電システム	1時間	860円	
	32~35 省略			
化学 用機 器	1 粒度分布測定装置	1時間	640円	
	2 省略			
	3 ロール機	1時間	640円	
	4 省略			
	5 偏光顕微鏡	1時間	540円	
	6 省略			

7	耐候試験機	1時間	750円	
8	省略			
9	熱分析装置	1時間	640円	
10	接触角計	1時間	540円	
11・12	省略			
13	摩擦測定機	1時間	540円	
14	自動遠心研磨機	1時間	540円	
15	自動乳鉢	1時間	540円	
16	省略			
17	射出成形機	1時間	1,720円	
18	マッフル炉	1時間	540円	
19・20	省略			
21	自動滴定装置	1時間	540円	
22	細孔分布等測定装置	1時間	1,720円	
23	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,940円	
24	H P L C / 質量分析計	1時間	1,940円	
25~28	省略			
29	粉碎機	1時間	640円	省略
30	紫外可視分光光度計	1時間	540円	
31	省略			
32	液体窒素製造装置	1時間	540円	
33	全有機炭素計	1時間	640円	
34	M A L D I 飛行時間質量分析計	1時間	640円	
35	省略			
36	走査型プローブ顕微鏡	1時間	540円	
37	省略			
38	エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置	1時間	540円	
食品産業関係	食品加工用機器			
1	省略			
2	自動アミノ酸分析機	1時間	2,700円	
3~9	省略			
10	超臨界ガス抽出装置	1時間	1,080円	
11	省略			
12	煎機	1時間	540円	
13	糖衣機	1時間	1,400円	
14	マイクロ波減圧乾燥装置	1時間	640円	
15~18	省略			
19	高速液体クロマトグラフ	1時間	540円	
20・21	省略			

7	耐候試験機	1時間	640円	
8	省略			
9	熱分析装置	1時間	540円	
10	接触角計	1時間	430円	
11・12	省略			
13	摩擦測定機	1時間	430円	
14	自動遠心研磨機	1時間	430円	
15	自動乳鉢	1時間	430円	
16	省略			
17	射出成形機	1時間	1,620円	
18	マッフル炉	1時間	430円	
19・20	省略			
21	自動滴定装置	1時間	430円	
22	細孔分布等測定装置	1時間	1,620円	
23	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,830円	
24	H P L C / 質量分析計	1時間	1,830円	
25~28	省略			
29	粉碎機	1時間	540円	省略
30	紫外可視分光光度計	1時間	430円	
31	省略			
32	液体窒素製造装置	1時間	430円	
33	全有機炭素計	1時間	540円	
34	M A L D I 飛行時間質量分析計	1時間	540円	
35	省略			
36	走査型プローブ顕微鏡	1時間	430円	
37	省略			
38	エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置	1時間	430円	
食品産業関係	食品加工用機器			
1	省略			
2	自動アミノ酸分析機	1時間	2,590円	
3~9	省略			
10	超臨界ガス抽出装置	1時間	970円	
11	省略			
12	煎機	1時間	430円	
13	糖衣機	1時間	1,290円	
14	マイクロ波減圧乾燥装置	1時間	540円	
15~18	省略			
19	高速液体クロマトグラフ	1時間	430円	
20・21	省略			

22	冷却遠心器	1時間	540円	
23	レオ・メーター	1時間	540円	
24	省略			
25	恒温恒湿器	1時間	540円	
26	省略			
27	発泡果実酒製造装置	1時間	540円	
28	粒度分布計	1時間	540円	省略
29	省略			
30	高速大容量遠心機	1時間	540円	
31	高压滅菌処理機	1時間	540円	
32	省略			
33	竹輪焼機	1時間	640円	
34	省略			
35	省略			
36	微量機能性成分測定機	1時間	640円	
37	純水製造機	1時間	640円	
38	ヘッドスペースGCMS	1時間	860円	
39	省略			
40	恒温水槽	1時間	540円	
41	恒温振とう機	1時間	540円	
42	省略			
43	マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	540円	
44	細胞培養装置	1時間	540円	
45	誘電フリーザー	1時間	750円	
46	粉碎機	1時間	540円	
47	乾燥機	1時間	640円	
48	顕微鏡	1時間	540円	
49	省略			
50	スチームコンベクションオープン	1時間	860円	
51	インキュベーター	1時間	540円	
52	省略			
53	省略			
54	省略			
55	冷風乾燥機	1時間	540円	
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			

22	冷却遠心器	1時間	430円	
23	レオ・メーター	1時間	430円	
24	省略			
25	恒温恒湿器	1時間	430円	
26	省略			
27	発泡果実酒製造装置	1時間	430円	
28	粒度分布計	1時間	430円	省略
29	マイクロチップ電気泳動装置	1時間	430円	
30	泳動観察装置	1時間	430円	
31	省略			
32	高速大容量遠心機	1時間	430円	
33	高压滅菌処理機	1時間	430円	
34	省略			
35	竹輪焼機	1時間	540円	
36	省略			
37	省略			
38	微量機能性成分測定機	1時間	540円	
39	純水製造機	1時間	540円	
40	ヘッドスペースGCMS	1時間	750円	
41	省略			
42	恒温水槽	1時間	430円	
43	恒温振とう機	1時間	430円	
44	省略			
45	マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	430円	
46	細胞培養装置	1時間	430円	
47	誘電フリーザー	1時間	640円	
48	粉碎機	1時間	430円	
49	乾燥機	1時間	540円	
50	顕微鏡	1時間	430円	
51	省略			
52	スチームコンベクションオープン	1時間	750円	
53	インキュベーター	1時間	430円	
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	冷風乾燥機	1時間	430円	
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	省略			

		60 省略							
		61 窒素分析装置	1時間	640円					
		62 日本酒分析システム	1時間	540円					
		63 穀類膨化成形機	1時間	540円					
		64 省略							
		65 食品充填包装装置	1時間	540円					
		66 食品粉碎機	1時間	540円					
		67 ファリノグラフ	1時間	430円					
		68 高圧ホモジナイザー	1時間	540円					
窯業 関係	焼成 窯 及び 炉	1 電気炉	1回	9,390円	省略				
		2 電気炉	1回	6,480円	省略				
		3 電気炉	1回	4,960円	省略				
		4 焼結試験装置	1回	1,400円					
		5 ガス炉	1回	6,910円	省略				
		6 ガス炉	1回	3,880円	省略				
窯業 用機 器	1 ボールミル	1時間	750円	省略					
	2 ボールミル	1時間	540円	省略					
	3 ボールミル	1時間	540円	省略					
	4 真空土練機	1時間	750円						
	5～8 省略								
	9 機械乳鉢	1時間	640円						
	10 標準ふるい	1時間	540円						
	11 衝撃強度測定解析装置	1時間	640円						
	12 たたら成形機	1時間	750円						
	13 省略								
	14 材料試験機	1時間	540円						
	15 熱風乾燥器	1時間	540円						
	16 超低温恒温恒湿器	1時間	640円						
	17～19 省略								
	20 バッチ式微粉砕機	1時間	1,620円						
	21 高速混合混練機	1時間	540円						
	22 粒度分布測定装置	1時間	540円	省略					
	23 湿式プレス成形機	1時間	540円						
	24 完全脱気式圧力鑄込装置	1時間	540円						
	25 自然対流式乾燥機	1時間	540円						
	26 省略								
	27 陶磁器分光光度計システム	1時間	540円						
	28 省略								
	29 省略								
30 超純水製造装置	1時間	540円							
		62 省略							
		63 窒素分析装置	1時間	540円					
		64 日本酒分析システム	1時間	430円					
		65 穀類膨化成形機	1時間	430円					
		66 省略							
		67 食品充填包装装置	1時間	430円					
		68 食品粉碎機	1時間	430円					
窯業 関係	焼成 がま 及び 炉	1 電気炉	1回	7,560円	省略				
		2 電気炉	1回	5,290円	省略				
		3 電気炉	1回	4,100円	省略				
		4 焼結試験装置	1回	1,080円					
		5 ガス炉	1回	6,690円	省略				
		6 ガス炉	1回	3,780円	省略				
窯業 用機 器	1 ボールミル	1時間	640円	省略					
	2 ボールミル	1時間	430円	省略					
	3 ボールミル	1時間	430円	省略					
	4 真空土練機	1時間	640円						
	5～8 省略								
	9 機械乳鉢	1時間	540円						
	10 標準ふるい	1時間	430円						
	11 衝撃強度測定解析装置	1時間	540円						
	12 たたら成形機	1時間	640円						
	13 省略								
	14 材料試験機	1時間	430円						
	15 熱風乾燥器	1時間	430円						
	16 超低温恒温恒湿器	1時間	540円						
	17～19 省略								
	20 走査型電子顕微鏡	1時間	430円						
	21 バッチ式微粉砕機	1時間	1,510円						
	22 高速混合混練機	1時間	430円						
	23 粒度分布測定装置	1時間	430円	省略					
	24 湿式プレス成形機	1時間	430円						
	25 完全脱気式圧力鑄込装置	1時間	430円						
	26 自然対流式乾燥機	1時間	430円						
	27 省略								
	28 陶磁器分光光度計システム	1時間	430円						
	29 省略								
30 省略									
31 超純水製造装置	1時間	430円							

31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	大型乾燥機	1時間	640円	
36	X線分析システム	1時間	1,620円	
37	熱分析装置	1時間	540円	
38	携帯型陶石分析システム	1時間	430円	
39	卓上走査型電子顕微鏡	1時間	540円	
40	真空循環式土練機	1時間	750円	

32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	大型乾燥機	1時間	540円	
37	X線分析システム	1時間	1,510円	
38	熱分析装置	1時間	430円	

繊維産業関係

1	整経機	1時間	1,080円	
2	撚糸機	1時間	860円	
3	電子顕微鏡	1時間	860円	
4	アップツイスター	1時間	640円	
5・6	省略			
7	多色染型高温高圧チーズ染色機	1時間	1,510円	
8	高温高圧製品染色処理機	1時間	1,180円	
9・10	省略			
11	真空式赤外線乾燥計量器	1時間	540円	
12・13	省略			
14	高温高圧チーズ染色乾燥機	1時間	750円	
15	オーバーマイヤー染色機	1時間	750円	
16	レピア織機	1時間	750円	
17	真空凍結乾燥機	1時間	540円	
18	高速ワインダー	1時間	540円	
19	省略			
20	サイジングワインダー	1時間	750円	
21	洗濯試験機	1時間	1,080円	
22~24	省略			
25	LCMSシステム	1時間	1,940円	
26~28	省略			
29	環境試験室	1時間	970円	
30	インクジェットプリンティングマシン	1時間	7,020円	
31~33	省略			
34	多色回転ポット式染色試験機	1時間	540円	

繊維産業関係

1	整経機	1時間	970円	
2	撚糸機	1時間	750円	
3	電子顕微鏡	1時間	750円	
4	アップツイスター	1時間	540円	
5・6	省略			
7	多色染型高温高圧チーズ染色機	1時間	1,180円	
8	高温高圧製品染色処理機	1時間	970円	
9・10	省略			
11	真空式赤外線乾燥計量器	1時間	430円	
12・13	省略			
14	高温高圧チーズ染色乾燥機	1時間	640円	
15	オーバーマイヤー染色機	1時間	640円	
16	レピア織機	1時間	640円	
17	真空凍結乾燥機	1時間	430円	
18	高速ワインダー	1時間	430円	
19	省略			
20	サイジングワインダー	1時間	640円	
21	洗濯試験機	1時間	970円	
22~24	省略			
25	LCMSシステム	1時間	1,830円	
26~28	省略			
29	環境試験室	1時間	750円	
30	インクジェットプリンティングマシン	1時間	6,910円	
31~33	省略			

紙産 業 関 係	35	サンプル整経機	1時間	970円					
	36	オートクレーブ	1時間	540円					
	37	スバッタ装置	1時間	430円					
	省略								
	研修室		1時間	2,270円					
	控室		1時間	270円					
	会議室		1時間	270円					
	製紙 用 機 器	1	高濃度リファイナー	1時間	860円				
		2	自動式PFIミル	1時間	970円				
		3・4	省略						
		5	シートマシン抄紙機	1時間	1,510円				
		6	省略						
		7	湿紙乾燥装置	1時間	540円				
		8~10	省略						
		11	打解機	1時間	540円				
12~17		省略							
18		ゼータ電位計	1時間	640円					
19~21		省略							
22		試験用バルバー	1時間	1,080円					
23		省略							
24		手動式シートマシン	1時間	750円					
紙加 工 用 機 器	1	熱カレンダー	1時間	1,180円					
	2	多目的不織布製造装置	1時間	8,310円					
	3	ホットプレス	1時間	1,080円					
	4	卓上型塗工機	1時間	640円					
	5	乾式破碎装置	1時間	750円					
	6・7	省略							
	8	撚糸機	1時間	540円					
	9	ロータリースクリーンコーター	1時間	1,510円					
	10	省略							
	11	テスト用エンボス加工機	1時間	640円					
	12	ボールミル	1時間	540円					
	13・14	省略							
	物理 試 験 用 機 器	1~3	省略						
		4	柔軟度試験機	1時間	540円				
5		電子式水分計	1時間	540円					
6		省略							
7		恒温恒湿器	1時間	540円					
8		省略							
9		熱傾斜試験機	1時間	750円					
紙産 業 関 係		省略							
		研修室		1時間	2,010円				
	控室		1時間	230円					
	会議室		1時間	230円					
	製紙 用 機 器	1	高濃度リファイナー	1時間	750円				
		2	自動式PFIミル	1時間	860円				
		3・4	省略						
		5	シートマシン抄紙機	1時間	1,400円				
		6	省略						
		7	湿紙乾燥装置	1時間	430円				
		8~10	省略						
		11	打解機	1時間	430円				
		12~17	省略						
		18	ゼータ電位計	1時間	540円				
		19~21	省略						
22		試験用バルバー	1時間	970円					
23		省略							
24		手動式シートマシン	1時間	640円					
紙加 工 用 機 器	1	熱カレンダー	1時間	1,080円					
	2	多目的不織布製造装置	1時間	7,880円					
	3	ホットプレス	1時間	970円					
	4	卓上型塗工機	1時間	540円					
	5	乾式破碎装置	1時間	640円					
	6・7	省略							
	8	撚糸機	1時間	430円					
	9	ロータリースクリーンコーター	1時間	1,400円					
	10	省略							
	11	テスト用エンボス加工機	1時間	540円					
	12	ボールミル	1時間	430円					
	13・14	省略							
	物理 試 験 用 機 器	1~3	省略						
		4	柔軟度試験機	1時間	430円				
5		電子式水分計	1時間	430円					
6		省略							
7		恒温恒湿器	1時間	430円					
8		省略							
9		熱傾斜試験機	1時間	640円					

	10 省略			
	11 繊維長分布測定装置	1時間	<u>1,830円</u>	
	12・13 省略			
	14 摩擦感テスター	1時間	<u>640円</u>	
	15 通気性試験機	1時間	<u>640円</u>	
	16~20 省略			
	21 水蒸気透過度試験機	1時間	<u>540円</u>	
	22・23 省略			
	24 自動細孔測定装置	1時間	<u>640円</u>	
	25 粒度分布測定装置	1時間	<u>540円</u>	
	26~30 省略			
	31 強制循環式恒温機	1時間	<u>540円</u>	
	32 自動化表面試験機	1時間	<u>540円</u>	
	33 省略			
化学 試験 用機 器	1 遠心分離機	1時間	<u>540円</u>	
	2 PH測定器	1時間	<u>540円</u>	
	3 ホモミキサー	1時間	<u>540円</u>	
	4 電気マッフル炉	1時間	<u>540円</u>	
	5 省略			
	6 倒立型蛍光顕微鏡	1時間	<u>750円</u>	
	7~13 省略			
	14 恒温機	1時間	<u>540円</u>	
	15 省略			
	16 ウォーターバス	1時間	<u>540円</u>	
	17~20 省略			
	21 高速液体クロマトグラフ	1時間	<u>1,080円</u>	
	22・23 省略			
	24 高压蒸気滅菌器	1時間	<u>540円</u>	
	25 省略			
	26 ロータリーエバポレーター	1時間	<u>540円</u>	
	27 ウォーターバスインキュベーター	1時間	<u>540円</u>	
	28 省略			
	29 X線回折装置	1時間	<u>640円</u>	
	30 分光光度計	1時間	<u>640円</u>	
31 電子天秤	1時間	<u>540円</u>		
32 収束イオンビーム装置	1時間	<u>640円</u>		
33・34 省略				
35 共焦点レーザー顕微鏡	1時間	<u>750円</u>		
36 液体窒素製造装置	1時間	<u>540円</u>		

	10 省略			
	11 繊維長分布測定装置	1時間	<u>1,720円</u>	
	12・13 省略			
	14 摩擦感テスター	1時間	<u>540円</u>	
	15 通気性試験機	1時間	<u>540円</u>	
	16~20 省略			
	21 水蒸気透過度試験機	1時間	<u>430円</u>	
	22・23 省略			
	24 自動細孔測定装置	1時間	<u>540円</u>	
	25 粒度分布測定装置	1時間	<u>430円</u>	
	26~30 省略			
	31 強制循環式恒温機	1時間	<u>430円</u>	
	32 自動化表面試験機	1時間	<u>430円</u>	
	33 省略			
化学 試験 用機 器	1 遠心分離機	1時間	<u>430円</u>	
	2 PH測定器	1時間	<u>430円</u>	
	3 ホモミキサー	1時間	<u>430円</u>	
	4 電気マッフル炉	1時間	<u>430円</u>	
	5 省略			
	6 倒立型蛍光顕微鏡	1時間	<u>640円</u>	
	7~13 省略			
	14 恒温機	1時間	<u>430円</u>	
	15 省略			
	16 ウォーターバス	1時間	<u>430円</u>	
	17~20 省略			
	21 高速液体クロマトグラフ	1時間	<u>970円</u>	
	22・23 省略			
	24 高压蒸気滅菌器	1時間	<u>430円</u>	
	25 省略			
	26 ロータリーエバポレーター	1時間	<u>430円</u>	
	27 ウォーターバスインキュベーター	1時間	<u>430円</u>	
	28 省略			
	29 X線回折装置	1時間	<u>540円</u>	
	30 分光光度計	1時間	<u>540円</u>	
31 電子天秤	1時間	<u>430円</u>		
32 収束イオンビーム装置	1時間	<u>540円</u>		
33・34 省略				
35 共焦点レーザー顕微鏡	1時間	<u>640円</u>		
36 液体窒素製造装置	1時間	<u>430円</u>		

	37 顕微レーザーラマン 分光分析装置	1時間	860円	
	38 ガスクロマトグラフ 飛行時間型質量分析装 置	1時間	750円	
	39~41 省略			
	42 パルスNMR	1時間	540円	
研修 用機 器	1 パソコン用プロジェ クター	1時間	540円	

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1 金属類に関 する試験		円	円	円
		(1) 強度	1件	4,750	3,020	2,910
		(2) 硬度	1件		5,180	2,590
		(3) 組織	1件	5,290	省略	
		2 機械類に関 する試験				
		(1) 長さ	1件		5,500	省略
		(2) 表面粗さ	1件		2,480	
		(3) 省略				
		(4) ひずみ	1件		5,720	2,700
		3 電子に関す る試験				
		(1) ノイズ耐 性試験	1件		2,590	
		(2) ノイズ測 定	1件		5,180	
		(3) 電 流 測 定、電圧測 定及び周波 数測定	1件		2,590	1,290
		(4) 省略				
		(5) 電波伝送 反射特性測 定	1件		5,180	
		4 油脂類に関 する試験				
(1) 化学試験	1件		5,940	3,340		
(2) 物理試験	1件			3,340		

	37 顕微レーザーラマン 分光分析装置	1時間	750円	
	38 ガスクロマトグラフ 飛行時間型質量分析装 置	1時間	640円	
	39~41 省略			
研修 用機 器	1 パソコン用プロジェ クター	1時間	430円	

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1 金属類に関 する試験		円	円	円
		(1) 強度	1件	4,750	2,800	2,590
		(2) 硬度	1件		4,750	2,370
		(3) 組織	1件	4,750	省略	
		2 機械類に関 する試験				
		(1) 長さ	1件		5,070	省略
		(2) 表面粗さ	1件		2,480	1,180
		(3) 真円度、 円筒度及び 真直度	1件	4,960	4,100	2,590
		(4) 省略				
		(5) ひずみ	1件	6,910	5,180	2,480
		(6) 切削動力 及びトルク	1件		4,100	2,480
		3 電子に関す る試験				
		(1) ノイズ耐 性試験	1件		2,370	
		(2) ノイズ測 定	1件		4,750	
		(3) 電 流 測 定、電圧測 定及び周波 数測定	1件		2,370	1,180
		(4) プログラ ム解析	1件		4,750	
(5) 省略						
(6) 電波伝送 反射特性測 定	1件		4,750			
4 油脂類に関 する試験						
(1) 化学試験	1件		5,500	3,020		
(2) 物理試験	1件			3,130		

	試験	5 木竹材料及びその製品に関する試験 物理試験	1 件	7,120	4,750	2,590		試験	5 木竹材料及びその製品に関する試験 物理試験	1 件	7,120	4,750	2,370		
		6 燃料類に関する試験								6 燃料類に関する試験					
		(1) 一般	1 件			5,400				(1) 一般	1 件			4,960	
		(2) 発熱量	1 件			5,290				(2) 発熱量	1 件			4,750	
		(3) 全硫黄	1 件	10,900						(3) 全硫黄	1 件	9,930			
		7 工業用水及び廃水に関する試験 化学試験	1 件	8,100	5,610	2,800				7 工業用水及び廃水に関する試験 化学試験	1 件	7,340	5,180	2,590	
		8 その他の化学試験及び物理試験								8 その他の化学試験及び物理試験					
		(1) 化学試験	1 件	5,610	3,020	2,700				(1) 化学試験	1 件	5,180	2,800	2,370	
	(2) 物理試験	1 件	5,500	2,800	2,590		(2) 物理試験	1 件	4,960	2,800	2,370				
	図案調製等	1 図案調製	1 件	33,480				1 図案調製	1 件	31,100					
2 図面調整		1 枚	7,340				2 図面調整	1 枚	6,910						
食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験					試験	1 食品類に関する試験							
		(1) 微生物	1 件	11,340	7,990	5,180		(1) 微生物	1 件	10,360	7,230	4,750			
		(2) 酵素	1 件	8,530	7,990	6,370		(2) 酵素	1 件	7,990	7,340	5,940			
		(3) 食品添加物	1 件	9,820	4,860	3,020		(3) 食品添加物	1 件	9,820	4,860	2,700			
		(4) 省略						(4) 省略							
	(5) 容器又は包装	1 件	15,330	8,100	3,880	(5) 容器又は包装	1 件	14,040	7,340	3,560					
	2 その他の化学試験及び物理試験					2 その他の化学試験及び物理試験									
	(1) 化学試験	1 件	5,180	3,020	2,700	(1) 化学試験	1 件	5,180	2,800	2,370					
(2) 物理試験	1 件	4,960	2,800	2,590	(2) 物理試験	1 件	4,960	2,800	2,370						
窯業関係	試験	1 機械的性能試験	1 件			2,590	1 機械的性能試験	1 件			2,370				
		2 一般物理的性能試験					2 一般物理的性能試験								
		(1) 粉末細度	1 件		5,610	3,670	(1) 粉末細度	1 件		5,070	3,340				
		(2) 吸水率	1 件			2,800	(2) 吸水率	1 件			2,480				
		(3) 粒度試験	1 件	10,470			(3) 粒度試験	1 件	9,390						
		(4) 耐風試験	1 件	10,470			(4) 耐風試験	1 件	9,500						
		(5) 耐震試験	1 件	6,150			(5) 耐震試験	1 件	5,500						
		3 耐火度試験	1 件	11,230			3 耐火度試験	1 件	10,470						
4 熱膨張率試験	1 件			10,690	4 熱膨張率試験	1 件			9,720						
5 耐寒度試験	1 件	11,770			5 耐寒度試験	1 件	10,040								
6 測色試験	1 件			5,180	6 測色試験	1 件			4,640						
7 焼成試験					7 焼成試験										
(1) ガス炉	1 件	31,320	15,660		(1) ガス炉	1 件	28,620	14,360							
(2) 電気炉	1 件	26,130			(2) 電気炉	1 件	23,000								

	はい 土、 薬、 顔料 等調 製及 び加 工	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	29,480					
	図案 調製	図案調製	1件	34,230					
繊維 産業 関係	試験	1 化学試験	1件	3,560	1,080	970			
		2 物理試験	1件	3,780	1,830	1,620			
	染織 整理 等試 作加 工	1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) チーズ、 さらしのり 付乾燥	1キロ グラム	750	540	430			
			1キロ グラム	750	540	430			
	2 染色	(1) 人絹糸 (2) 省略 (3) 化学合成 繊維糸 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工	1キロ グラム	1,720	1,400	省略			
			1キロ グラム	1,290	860	750			
			1キロ グラム	1,180	860	750			
			1キロ グラム	1,510	1,180	970			
			1キロ グラム						
	3 より糸	(1) 片より (2) もろより (3) 強より (4) 節糸	1キロ グラム			1,180			
			1キロ グラム	1,400	1,180	省略			
			1キロ グラム		2,800	2,370			
			1キロ グラム	3,880	1,720				
	4 製織	(1) 交織織物 (2) 綿、その 他織物 (3) 化学合成 繊維織物 (4) ジャガー ドパイル織 物 (5) ドビーパ イル織物 (6) 普通パイ ル織物	1メー トル		1,080	省略			
			1メー トル		1,080	省略			
			1メー トル	1,720	1,080	省略			
			1メー トル	1,510	860	省略			
			1メー トル		860	省略			
			1メー トル		860	省略			
	はい 土、 薬、 顔料 等調 製及 び加 工	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	26,670					
			図案 調製	図案調製	1件	31,320			
繊維 産業 関係	試験	1 化学試験	1件	3,340	970	860			
		2 物理試験	1件	3,340	1,620	1,510			
	染織 整理 等試 作加 工	1 精練漂白 (1) 綿、化学 合成繊維 (2) チーズ、 さらしのり 付乾燥	1キロ グラム	640	430	320			
			1キロ グラム	540	430	320			
	2 染色	(1) 人絹糸 (2) 省略 (3) 化学合成 繊維糸 (4) チーズ染 色乾燥 (5) 後染加工	1キロ グラム	1,720	1,290	省略			
			1キロ グラム	1,180	750	640			
			1キロ グラム	1,080	750	540			
			1キロ グラム	1,290	1,080	860			
			1キロ グラム						
	3 より糸	(1) 片より (2) もろより (3) 強より (4) 節糸	1キロ グラム			1,080			
			1キロ グラム	1,290	1,080	省略			
			1キロ グラム		2,700	2,260			
			1キロ グラム	3,450	1,620				
	4 製織	(1) 交織織物 (2) 綿、その 他織物 (3) 化学合成 繊維織物 (4) ジャガー ドパイル織 物 (5) ドビーパ イル織物 (6) 普通パイ ル織物	1メー トル			970	省略		
			1メー トル			970	省略		
			1メー トル	1,620	970	省略			
			1メー トル	1,400	750	省略			
			1メー トル		750	省略			
			1メー トル		750	省略			

紙産業関係		(7) 特殊バイエル織物	1メートル	2,910	1,720	860				(7) 特殊バイエル織物	1メートル	2,700	1,620	750	
		(8) 製織準備料	1件	36,610	23,540	15,660				(8) 製織準備料	1件	33,150	21,270	14,140	
		5 整経	10メートル	1,180	省略					5 整経	10メートル	1,080	省略		
	図案調製	図案調製	1件	32,500			図案調製	1件	29,480						
	試験	1 物理試験	1件	7,340	5,180	2,590	紙産業関係	試験	1 物理試験	1件	6,910	4,640	2,260		
			2 化学試験	1件	11,880	7,990				5,290	2 化学試験	1件	10,900	7,340	4,750
			3 応用試験							3 応用試験					
	(1) 紙葉調製	1件	11,550			(1) 紙葉調製	1件	10,580							
		(2) こう解試験	1件		8,740		5,290	(2) こう解試験	1件		7,990	4,750			
	共通	分析	1 定性分析	1成分	5,720	5,290	2,700	共通	分析	1 定性分析	1成分	5,180	4,860	2,370	
2 定量分析			1成分	7,120	5,940	2,700	2 定量分析			1成分	6,690	5,720	2,480		
3 特殊分析			1成分	21,160	5,290					3 特殊分析	1成分	19,220	4,750		
膳本		膳本	1部又は1枚			700	膳本	膳本	1部又は1枚				600		

注 省略

注 省略

(愛媛県保健所使用料規則の一部改正)

第4条 愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づく使用料の額は、次のとおりとする。 1・2 省略 3 診断書料及び文書料 1部につき <u>700円</u>	保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づく使用料の額は、次のとおりとする。 1・2 省略 3 診断書料及び文書料 1部につき <u>600円</u>

(愛媛県農林水産研究所使用料規則の一部改正)

第5条 愛媛県農林水産研究所使用料規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)への分析、試験_____及び検査(以下「分析等」という。)の依頼、研究所林業研究センター(以下「林業研究センター」という。)が行う研修(以下「林業研修」という。)の受講並びに研究所の施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分析等の結果の表示)</p> <p>第20条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、研究所の分析済み、試験済み_____又は検査済みその他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ研究所長の承認を受け、かつ、分析等成績書の全文を表示しなければならない。</p> <p>別表(第17条関係)</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別	細別	単位	金額	省略				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)への分析、試験、<u>鑑定</u>、<u>測定</u>及び検査(以下「分析等」という。)の依頼、研究所林業研究センター(以下「林業研究センター」という。)が行う研修(以下「林業研修」という。)の受講並びに研究所の施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分析等の結果の表示)</p> <p>第20条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、研究所の分析済み、試験済み、<u>鑑定済み</u>、<u>測定済み</u>又は検査済みその他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ研究所長の承認を受け、かつ、分析等成績書の全文を表示しなければならない。</p> <p>別表(第17条関係)</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別	細別	単位	金額	省略			
種別	細別	単位	金額														
省略																	
種別	細別	単位	金額														
省略																	

木材の材質 試験	含水率測定	1件につき	5,370円
	収縮率測定	1件につき	7,230円
	吸水率測定	1件につき	7,230円
木材の強度 試験	圧縮試験	1件につき	8,020円
	引張り試験	1件につき	8,020円
	曲げ試験	1件につき	8,020円
	せん断試験	1件につき	8,020円
	衝撃曲げ試験	1件につき	7,290円
	硬さ試験	1件につき	8,020円
	くぎ引抜き抵抗試験	1件につき	8,020円
	剥離試験	1件につき	8,880円
	面内せん断試験	1件につき	21,270円
造林用苗木 の品種分析	DNA分析	1件につき	3,140円
省略			

2 省略

様式第1号(第3条、第22条関係) 分析等依頼書

省略
注意 1 省略
2 分析_____を依頼する場合は、備考欄に成分名を記入してください。
3 省略

様式第5号(第19条、第20条関係) 分析等成績書

省略
分析(試験_____・検査)の内容
省略
この成績は、____年 ____月 ____日 日本研究所に依頼された供試品について行つた分析(試験_____・検査)の結果である。
省略

注 省略

木材の材質 試験	含水率測定	1件につき	5,080円
	収縮率測定	1件につき	6,920円
	吸水率測定	1件につき	6,920円
木材の強度 試験	圧縮試験	1件につき	7,560円
	引張り試験	1件につき	7,560円
	曲げ試験	1件につき	7,560円
	せん断試験	1件につき	7,560円
	衝撃曲げ試験	1件につき	6,810円
	硬さ試験	1件につき	7,560円
	くぎ引抜き抵抗試験	1件につき	7,670円
	はく離試験	1件につき	8,540円
	面内せん断試験	1件につき	19,230円
水の化学分 析	PH測定	1件につき	1,730円
	無機イオン分析	1件につき	18,800円
土壌物理性 測定	粒径組成測定	1件につき	18,580円
	透水試験	1件につき	8,750円
土質試験	一面せん断試験	1件につき	11,990円
土壌養分分 析	PH測定	1件につき	9,510円
	全炭素、全窒素分析	1件につき	12,420円
	置換性塩基分析	1件につき	11,020円
造林用苗木 の品種分析	DNA分析	1件につき	3,050円
省略			

2 省略

様式第1号(第3条、第22条関係) 分析等依頼書

省略
注意 1 省略
2 分析又は鑑定を依頼する場合は、備考欄に成分名を記入してください。
3 省略

様式第5号(第19条、第20条関係) 分析等成績書

省略
分析(試験・鑑定・測定・検査)の内容
省略
この成績は、____年 ____月 ____日 日本研究所に依頼された供試品について行つた分析(試験・鑑定・測定・検査)の結果である。
省略

注 省略

(愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部改正)

第6条 愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則(昭和47年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額)	(手数料の額)
第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当	第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当

該各号に定める額とする。

- (1) 診断書（記載内容が詳細なもの）1件につき 810円
- (2) 診断書（記載内容が簡単なもの）1件につき 700円

該各号に定める額とする。

- (1) 診断書（記載内容が詳細なもの）1件につき 740円
- (2) 診断書（記載内容が簡単なもの）1件につき 600円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1及び別表第2の規定、第4条の規定による改正後の愛媛県保健所使用料規則本則第3項の規定並びに第5条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表1の表の規定は、この規則の施行の日以後の文書の交付又は分析等に係る使用料で同日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、同日前の文書の交付又は分析等に係る使用料及び同日以後の文書の交付又は分析等に係る使用料で同日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定は、平成29年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県規則第11号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（書類の様式）			（書類の様式）		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1～6 省略			1～6 省略		
7	法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書	特例認定申請書（様式第7号）	7	法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書	仮認定申請書（様式第7号）
8～10 省略			8～10 省略		
11	条例第6条第1項の届出書	省略	11	条例第6条の届出書	省略
12～18 省略			12～18 省略		
様式第4号（第2条関係） 検査職員の証 （表） 省略 （裏）			様式第4号（第2条関係） 検査職員の証 （表） 省略 （裏）		
<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法（抜粋）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする</p>			<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法（抜粋）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする</p>		

行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 省略

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～7 省略

様式第5号(第2条関係) 認定申請書

省略	
過去の特例認定の有無 (特例認定年月日)	省略
省略	
特例認定取消しの有無 (取消年月日)	省略
省略	

注1～3 省略

4 「認定取消しの有無(取消年月日)」の欄及び「特例認定取消しの有無(取消年月日)」の欄は、直近の取消しの有無及び取消年月日を記載すること。

5・6 省略

様式第7号(第2条関係) 特例認定申請書

特例認定申請書	
省略	
過去の特例認定の有無	省略
省略	

注 省略

様式第8号(第2条関係) 合併認定申請書

省略				
認定(特例認定)年月日	省略			
認定(特例認定)の有効期間	省略			
省略				
合併後継続する法人又は合併によって設立する法人	区分	認定	特例認定	それ以外
	省略			

行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 省略

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～7 省略

様式第5号(第2条関係) 認定申請書

省略	
過去の仮認定の有無 (仮認定年月日)	省略
省略	
仮認定取消しの有無 (取消年月日)	省略
省略	

注1～3 省略

4 「認定取消しの有無(取消年月日)」の欄及び「仮認定取消しの有無(取消年月日)」の欄は、直近の取消しの有無及び取消年月日を記載すること。

5・6 省略

様式第7号(第2条関係) 仮認定申請書

仮認定申請書	
省略	
過去の仮認定の有無	省略
省略	

注 省略

様式第8号(第2条関係) 合併認定申請書

省略				
認定(仮認定)年月日	省略			
認定(仮認定)の有効期間	省略			
省略				
合併後継続する法人又は合併によって設立する法人	区分	認定	仮認定	それ以外
	省略			

合併によって消滅する法人	区分 省略	認定	特例認定	それ以外
合併によって消滅する法人	区分 省略	認定	特例認定	それ以外

注 1～5 省略

6 認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第63条第5項において準用する同法第44条第2項に掲げる書類（同法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人にあっては、同法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）を、特例認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては同法第63条第5項において準用する同法第58条第2項において準用する同法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付すること。

様式第18号（第2条関係） 代表者氏名変更届出書

省略	
認定（特例認定）の有効期間	省略
省略	

注 省略

合併によって消滅する法人	区分 省略	認定	仮認定	それ以外
合併によって消滅する法人	区分 省略	認定	仮認定	それ以外

注 1～5 省略

6 認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第63条第5項において準用する同法第44条第2項に掲げる書類（同法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人にあっては、同法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）を、仮認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては同法第63条第5項において準用する同法第58条第2項において準用する同法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付すること。

様式第18号（第2条関係） 代表者氏名変更届出書

省略	
認定（仮認定）の有効期間	省略
省略	

注 省略

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則様式第5号、様式第7号及び様式第8号の規定による書類は、それぞれ改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則様式第5号、様式第7号及び様式第8号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第12号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 省略 国民健康保険審査会委員 <u>愛媛県国民健康保険運営協議会委員</u> 省略	別表（第2条関係） 省略 国民健康保険審査会委員 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める

規則の一部を改正する規則

(愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第3条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(母子福祉資金の貸付けに関する調査等)</p> <p>第4条 地方局長は、第3条第1項の規定による貸付申請書を受け取つたときは、速やかに母子福祉資金貸付申請書調査書(様式第3号)により必要な調査を行い、意見を付して当該書類を進達書(様式第4号)により知事に提出しなければならない。</p> <p>(母子福祉資金貸付金の交付)</p> <p>第7条 省略</p>	<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第3条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>(13) 特例児童扶養資金の貸付申請の場合には、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)附則第4条第1項各号に該当することを証する書類</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(母子福祉資金の貸付けに関する調査等)</p> <p>第4条 地方局長は、第3条第1項の規定による貸付申請書を受け取つたときは、速やかに母子福祉資金貸付申請書調査書(様式第3号)により必要な調査を行い、意見を付して当該書類を進達書(様式第4号)により知事に提出しなければならない。</p> <p>(母子福祉資金貸付金の交付)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>母子福祉資金貸付金のうち、特例児童扶養資金は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を交付するものとする。ただし、交付すべき理由が消滅した場合におけるその期の貸付金は、その交付期月でない月であつても交付するものとする。</u></p>
<p>(母子福祉資金貸付金の増額)</p> <p>第8条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を知事に申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(母子福祉資金貸付金の辞退又は減額の申出等)</p> <p>第10条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、母子福祉資金貸付辞退申出書(様式第12号)又は母子福祉資金貸付金減額申出書(様式第13号)により、将来に向かってそれぞれ貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。</p> <p>(母子福祉資金貸付金の据置期間の延長申請)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 第5条の規定は、前項の申請書を受け取つた場合に準用す</p>	<p>(母子福祉資金貸付金の増額)</p> <p>第8条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を知事に申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(母子福祉資金貸付金の辞退又は減額の申出等)</p> <p>第10条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、母子福祉資金貸付辞退申出書(様式第12号)又は母子福祉資金貸付金減額申出書(様式第13号)により、将来に向かってそれぞれ貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。</p> <p>(母子福祉資金貸付金の据置期間の延長申請)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 <u>改正令附則第4条第5項の規定により据置期間延長の申請をしようとする者は、母子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長申請書(様式第15号の2)に前年及び前々年の所得並びに扶養する児童の状況を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 第5条の規定は、前2項の申請書を受け取つた場合に準用す</p>

る。

(資格喪失等による母子福祉資金の貸付けの停止)

第14条 知事は、令第12条又は第13条

____の規定により貸付けを停止したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第18号)により、その旨を当該貸付金の貸付けを受けている者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の償還金の支払猶予及び償還免除)

第17条 令第19条____の規定による償還金の支払猶予又は法第15条第1項____

____の規定による母子福祉資金貸付金の償還免除を申請しようとする者は、母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

2 省略

3 第1項の規定による償還免除の申請をする場合において、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者の死亡によるときは除かれた戸籍抄本及び償還することができなくなった理由を証する書類を、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者の精神又は身体に著しい障害を受けたことによるときは医師の診断書及び償還することができなくなった理由を証する書類を____

____添えなければならない。

4・5 省略

(母子福祉資金貸付金に係る届出)

第18条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により知事に届け出なければならない。ただし、第2号の規定による届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令第12条に規定する貸付けが将来に向かつてやめられるべき事由____

____が生じたとき。母子福祉資金借主の資格喪失届(様式第30号)

(5) 省略

(父子福祉資金の貸付けの申請)

第22条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書(様式第36号の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 第3条第1項第1号及び第13号に掲げる書類

(4) 省略

2 省略

(準用規定)

第22条の3 第4条から第19条までの規定____

____は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

る。

(資格喪失等による母子福祉資金の貸付けの停止)

第14条 知事は、令第12条若しくは第13条又は改正令附則第4条第

6項の規定により貸付けを停止したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第18号)により、その旨を当該貸付金の貸付けを受けている者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の償還金の支払猶予及び償還免除)

第17条 令第19条若しくは改正令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予又は法第15条第1項若しくは愛媛県特例児童扶養

資金貸付金の償還の一部免除に関する条例(平成17年愛媛県条例第28号。以下「貸付金償還免除条例」という。)第1条の規定による母子福祉資金貸付金の償還免除を申請しようとする者は、母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

2 省略

3 第1項の規定による償還免除の申請をする場合において、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者の死亡によるときは除かれた戸籍抄本及び償還することができなくなった理由を証する書類を、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者の精神又は身体に著しい障害を受けたことによるときは医師の診断書及び償還することができなくなった理由を証する書類を、母子福祉資金貸付金(特例児童扶養資金貸付金に限る。)の貸付けを受けた者の所得

の状況によるときは所得の状況を証する書類及び償還することができなくなった理由を証する書類を添えなければならない。

4・5 省略

(母子福祉資金貸付金に係る届出)

第18条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により知事に届け出なければならない。ただし、第2号の規定による届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令第12条に規定する貸付けが将来に向かつてやめられるべき事由又は改正令附則第4条第6項に規定する貸付けを将来に向かつて行わないものとするべき事由が生じたとき。母子福祉資金借主の資格喪失届(様式第30号)

(5) 母子福祉資金のうち、特例児童扶養資金の貸付けを受けている者の改正令附則第4条第1項第1号又は第2号の児童扶養手当の額に変更が生じ、特例児童扶養資金の貸付条件に変動が生じたとき。児童扶養手当額変更届(様式第30号の2)

(6) 省略

(父子福祉資金の貸付けの申請)

第22条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書(様式第36号の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 第3条第1項第1号及び第14号に掲げる書類

(4) 省略

2 省略

(準用規定)

第22条の3 第4条から第19条までの規定(特例児童扶養資金に係

るものを除く。)は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 5 条	省略	
第 6 条	前条	第22条の 3 において準用する第 5 条
第 6 条第 2 項	省略	
第 7 条第 1 項	母子福祉資金貸付金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金	父子福祉資金貸付金のうち、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金及び父子生活資金
第 8 条第 1 項、第 10 条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子福祉資金のうち、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号	令第 31 条の 5 第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号
省略		
第 12 条第 2 項	省略	
	前項	省略
第 13 条	省略	
	母子修学資金の	父子修学資金の
第 14 条	令第 12 条又は第 13 条	令第 31 条の 7 において準用する令第 12 条又は第 13 条
省略		

2 省略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項(法附則第6条第1項の規定により法第32条の規定の例による場合を含む。)の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第 3 条第 1 項第 13 号に掲げる書類

2 省略

(準用規定)

第24条 第 4 条から第 19 条までの規定 _____ は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 5 条	省略	

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 5 条	省略	
第 6 条第 2 項	省略	
第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 10 条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金	父子福祉資金のうち、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金、父子生活資金
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号	令第 31 条の 5 第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号
省略		
第 12 条第 3 項	省略	
	前 2 項	省略
第 13 条	省略	
	母子修学資金	父子修学資金
第 14 条	令第 12 条若しくは第 13 条	令第 31 条の 7 において準用する令第 12 条若しくは第 13 条
省略		

2 省略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項(法附則第6条第1項の規定により法第32条の規定の例による場合を含む。)の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第 3 条第 1 項第 14 号に掲げる書類

2 省略

(準用規定)

第24条 第 4 条から第 19 条までの規定(特例児童扶養資金に係るものを除く。)は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 5 条	省略	

第 6 条	前条	第24条において準用する第 5 条
第 6 条第 2 項	省略	
第 7 条第 1 項	母子福祉資金貸付金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金	寡婦福祉資金貸付金のうち、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金及び寡婦生活資金
第 8 条第 1 項、第10条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦福祉資金のうち、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号	令第36条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号
省略		
第12条第 2 項	省略	
	前項	省略
第13条	省略	
	母子修学資金の	寡婦修学資金の
第14条	令第12条又は第13条	令第38条において準用する令第12条（第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。）又は第13条
省略		

2 省略

様式第 1 号（第 3 条 第 5 条関係） 母子福祉資金貸付申請書
様式第 1 号（その 1） 個人用

省略		省略	
省略	決定	省略	省略
申込金額		金 額	
__ 円（月額 円）		__ 円（月額 円）	
省略	決定	省略	省略
省略			
配偶者 （夫） 又は父母 の状況	省略		
省略			

第 6 条第 2 項	省略	
第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第10条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金	寡婦福祉資金のうち、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金、寡婦生活資金
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号	令第36条第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号
省略		
第12条第 3 項	省略	
	前 2 項	省略
第13条	省略	
	母子修学資金	寡婦修学資金
第14条	令第12条若しくは第13条	令第38条において準用する令第12条（第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。）若しくは第13条
省略		

2 省略

（市町が処理する事務）

第25条 貸付金償還免除条例第 2 条第 2 号の規則で定める事務は、第17条第 5 項の規定に基づく母子福祉資金貸付金の償還免除（貸付金償還免除条例第 1 条の規定による特例児童扶養資金貸付金の償還免除に限る。）の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務とする。

様式第 1 号（第 3 条 関係） 母子福祉資金貸付申請書
様式第 1 号（その 1） 個人用

省略		省略	
省略	決定	省略	省略
申込金額		金 額	
¥ 円（月額 円）		¥ 円（月額 円）	
省略	決定	省略	省略
省略			
配偶者 （夫又 は）父母 の状況	省略		
省略			

(様式第1号(その1)の裏面)

記 載 上 の 注 意

1・2 省略

3 貸付期間欄には、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金 _____ を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

4～8 省略

9 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 母子修学資金の貸付申請の場合には、修学又は実地修練を証する書類

(7)・(8) 省略

(9) 母子住宅資金の貸付申請の場合には、住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築する箇所の図面及び経費見積書

(10)～(12) 省略

(13) 省略

様式第1号(その2) 省略

様式第23号(第17条関係) 母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書

省略

省略			
省略			元金 __ 円
償還総額	__ 円	(元金 円 利子 円)	支払猶予又は 利子 __ 円
償還済額	__ 円	(元金 円 利子 円)	決定 免除額 計 __ 円
差引残額	__ 円	(元金 円 利子 円)	省略
省略			
支払猶予又は 免除の理由	借主の理由	省略	
	災害、疾病、負傷、死亡、在学、障害 _____	省略	
省略			

(記載上の注意)

1 省略

2 母子福祉資金償還金免除申請書には、次の書類を添付のこと。

(1)・(2) 省略

3 省略

様式第26号(第18条関係) 母子福祉資金借主等の氏名又は住所変更届

省略

母子福祉資金借主等の氏名又は住所変更届

省略

(様式第1号(その1)の裏面)

記 載 上 の 注 意

1・2 省略

3 貸付期間欄には、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

4～8 省略

9 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 母子修学資金の貸付申請の場合には、修学、実地修練を証する書類

(7)・(8) 省略

(9) 母子住宅資金の貸付申請の場合には、住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築する箇所の図面及び経費見積書

(10)～(12) 省略

(13) 特例児童扶養資金の貸付申請の場合には、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項各号に該当することを証する書類

(14) 省略

様式第1号(その2) 省略

様式第23号(第17条関係) 母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書

省略

省略			
省略			元金 ¥ 円
償還総額	¥ 円	(元金 円 利子 円)	支払猶予又は 利子 ¥ 円
償還済額	¥ 円	(元金 円 利子 円)	決定 免除額 計 ¥ 円
差引残額	¥ 円	(元金 円 利子 円)	省略
省略			
支払猶予又は 免除の理由	借主の理由	省略	
	災害、疾病、負傷、死亡、在学、障害、所得 _____	省略	
省略			

(記載上の注意)

1 省略

2 母子福祉資金償還金免除申請書には、次の書類を添付のこと。

(1)・(2) 省略

(3) 借主の所得の状況による場合所得の状況を証する書類

3 省略

様式第26号 _____

省略

母子福祉資金借主等の氏名または住所変更届

省略

第2条 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

○愛媛県規則第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（市町が処理する事務）</p> <p>第11条 条例第7条第9号の規則で定める事務は、第6条の規定に基づく精神通院医療に係る却下通知書の交付に関する事務とする。</p> <p>様式第3号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">指定内容を 変更する事 業所</td> <td style="width: 15%;">省略 事業所の種類</td> <td style="width: 70%;">生活介護 就労継続支援A 型 就労継続支援B型</td> </tr> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第2条関係） 自立支援医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援医療受給者証（精神通院医療）（様式第1号）を添付すること。</p>	省略			指定内容を 変更する事 業所	省略 事業所の種類	生活介護 就労継続支援A 型 就労継続支援B型	省略			省略			<p>（市町が処理する事務）</p> <p>第11条 条例第7条第6号の規則で定める事務は、第6条の規定に基づく精神通院医療に係る却下通知書の交付に関する事務とする。</p> <p>様式第3号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">指定内容を 変更する事 業所</td> <td style="width: 15%;">省略 事業所の種類</td> <td style="width: 70%;">生活介護 就労継続支援B型</td> </tr> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第2条関係） 自立支援医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援医療受給者証（精神通院医療）（様式第1号）を添付すること。</p>	省略			指定内容を 変更する事 業所	省略 事業所の種類	生活介護 就労継続支援B型	省略			省略		
省略																									
指定内容を 変更する事 業所	省略 事業所の種類	生活介護 就労継続支援A 型 就労継続支援B型																							
省略																									
省略																									
省略																									
指定内容を 変更する事 業所	省略 事業所の種類	生活介護 就労継続支援B型																							
省略																									
省略																									

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、<u>基準省令</u></p> <p>_____第23条第4項の別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>第9条 省略</p> <p>（指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行う事項）</p> <p>第9条の2 条例第72条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲</p>	<p>（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）</u>第23条第4項の別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>第9条 省略</p>

げるものとする。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(基準該当放課後等デイサービスの事業についての準用)

第11条 条例第73条の4において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条第3項の規則で定める費用については第9条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条の2第3項の規則で定める事項については第9条の2の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業についての準用)

第11条 条例第73条の4において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条第3項の規則で定める費用については第9条の規定を _____、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1号中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）	（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）
第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例	第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例

第49号。以下「条例」という。)別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金(条例別表第1の9の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 省略

第4条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第49号。以下「条例」という。)別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の6の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金(条例別表第1の7の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 省略

第4条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県教育委員会
教育長 井 上 正

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
1 省略			1 省略		
2 施設使用料			2 施設使用料		
	区分	使用料		区分	使用料
企画展示室1	入場料が無料の場合	<u>14,760円</u>	企画展示室1	入場料が無料の場合	<u>14,600円</u>
	入場料が有料の場合	<u>23,610円</u>		入場料が有料の場合	<u>23,360円</u>
企画展示室2	入場料が無料の場合	<u>14,760円</u>	企画展示室2	入場料が無料の場合	<u>14,600円</u>
	入場料が有料の場合	<u>23,610円</u>		入場料が有料の場合	<u>23,360円</u>
常設展示室1	入場料が無料の場合	<u>13,360円</u>	常設展示室1	入場料が無料の場合	<u>13,210円</u>
	入場料が有料の場合	<u>21,370円</u>		入場料が有料の場合	<u>21,130円</u>
常設展示室2	入場料が無料の場合	<u>18,080円</u>	常設展示室2	入場料が無料の場合	<u>17,880円</u>
	入場料が有料の場合	<u>28,920円</u>		入場料が有料の場合	<u>28,600円</u>
常設展示室3	入場料が無料の場合	<u>11,810円</u>	常設展示室3	入場料が無料の場合	<u>11,680円</u>
	入場料が有料の場合	<u>18,890円</u>		入場料が有料の場合	<u>18,680円</u>
特別展示室1	入場料が無料の場合	<u>4,980円</u>	特別展示室1	入場料が無料の場合	<u>4,920円</u>
	入場料が有料の場合	<u>7,960円</u>		入場料が有料の場合	<u>7,870円</u>

特別展示室 2	入場料が無料の場合		3,500円
	入場料が有料の場合		5,600円
特別展示室 3	入場料が無料の場合		5,820円
	入場料が有料の場合		9,310円
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	1,810円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	3,000円
		全日（午前 9 時40分 から午後 6 時まで）	4,810円
	入場料が有料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	2,890円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,800円
		全日（午前 9 時40分 から午後 6 時まで）	7,690円
研修室	午前 9 時40分から正午まで		1,990円
	午後 1 時から午後 6 時まで		2,610円
	全日（午前 9 時40分から午後 6 時 まで）		4,600円
県民ギャラリー 1			14,840円
県民ギャラリー 2			11,650円
県民ギャラリー 3			3,170円
県民ギャラリー 4			4,230円
県民ギャラリー 5			4,230円
県民ギャラリー 6			2,110円
県民ギャラリー 7			2,110円
県民ギャラリー 8			6,350円
県民ギャラリー 9			2,750円
県民ギャラリー 10			2,850円
県民ギャラリー 11			2,850円
県民ギャラリー 12			3,170円

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、53,490円とする。

3 省略

特別展示室 2	入場料が無料の場合		3,460円
	入場料が有料の場合		5,530円
特別展示室 3	入場料が無料の場合		5,760円
	入場料が有料の場合		9,210円
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	1,790円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	2,970円
		全日（午前 9 時40分 から午後 6 時まで）	4,760円
	入場料が有料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	2,860円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,750円
		全日（午前 9 時40分 から午後 6 時まで）	7,610円
研修室	午前 9 時40分から正午まで		1,970円
	午後 1 時から午後 6 時まで		2,580円
	全日（午前 9 時40分から午後 6 時 まで）		4,550円
県民ギャラリー 1			14,670円
県民ギャラリー 2			11,530円
県民ギャラリー 3			3,130円
県民ギャラリー 4			4,180円
県民ギャラリー 5			4,180円
県民ギャラリー 6			2,080円
県民ギャラリー 7			2,080円
県民ギャラリー 8			6,280円
県民ギャラリー 9			2,720円
県民ギャラリー 10			2,810円
県民ギャラリー 11			2,810円
県民ギャラリー 12			3,130円

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、52,860円とする。

3 省略

附 則

- この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1186

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1158)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第2条 平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第10条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条若しくは第16条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)<u>第11条</u>の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの</p> <p>ア~ケ 省略</p> <p>(4)~(6) 省略</p>	<p>(平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第2条 平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第10条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条若しくは第16条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)<u>第10条</u>の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの</p> <p>ア~ケ 省略</p> <p>(4)~(6) 省略</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休暇の算定)</p> <p>第4条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。)(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除した数を乗じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数)とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(休暇の算定)</p> <p>第4条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)<u>第9条</u>第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。)(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除した数を乗じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数)とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。</p> <p>2 省略</p>

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、休暇年度の中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、休暇年度の中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>4・5 省略</p>

(職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第4条 職員の配偶者同行休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-66)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出に係る書類の提出)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定は、<u>条例第9条</u>の規定による届出について準用する。</p> <p>(配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>条例第10条第1項</u>の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>2 任命権者は、<u>条例第10条第3項</u>の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>別記様式(第2条関係) 配偶者同行休業承認(期間延長)申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">申請の区分</td> <td style="text-align: center;">配偶者同行休業 期間の延長 (再度の延長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">申請に係</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国滞在事由 (再度の延長が 必要な事情)</td> </tr> </table>	省略		申請の区分	配偶者同行休業 期間の延長 (再度の延長)	申請に係	省略	外国滞在事由 (再度の延長が 必要な事情)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出に係る書類の提出)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定は、<u>条例第8条</u>の規定による届出について準用する。</p> <p>(配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>条例第9条第1項</u>の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>2 任命権者は、<u>条例第9条第3項</u>の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>別記様式(第2条関係) 配偶者同行休業承認(期間延長)申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">申請の区分</td> <td style="text-align: center;">配偶者同行休業 期間の延長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">申請に係</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国滞在事由</td> </tr> </table>	省略		申請の区分	配偶者同行休業 期間の延長	申請に係	省略	外国滞在事由
省略															
申請の区分	配偶者同行休業 期間の延長 (再度の延長)														
申請に係	省略														
	外国滞在事由 (再度の延長が 必要な事情)														
省略															
申請の区分	配偶者同行休業 期間の延長														
申請に係	省略														
	外国滞在事由														

る 配 偶 者	省略	
省略		
申請（延長）の期間		省略
既に配偶者同行 休業をしている 期間		年 月 日から 年 月 日まで（うち、期間の再 度の延長の場合における当初の配偶者 同行休業の期間 年 月 日まで）
省略		

注 1～3 省略

- 4 「備考」の欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要とする事項を記入すること。

5 省略

る 配 偶 者	省略	
省略		
申請（延長）の期間		省略
既に配偶者同行 休業をしている 期間		年 月 日から 年 月 日まで
省略		

注 1～3 省略

- 4 「備考」の欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を _____ 延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要とする事項を記入すること。

5 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式の規定による配偶者同行休業承認（期間延長）申請書は、同条の規定による改正後の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式の規定による配偶者同行休業承認（期間延長）申請書とみなす。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1187

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第32（第36条の2関係）</p> <p>休職期間等調整換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休 職 等 の 期 間</th> <th>換 算 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間</td> <td>$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	休 職 等 の 期 間	換 算 率	省略		職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間	$\frac{3}{3}$ 以下	省略		<p>別表第32（第36条の2関係）</p> <p>休職期間等調整換算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休 職 等 の 期 間</th> <th>換 算 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間</td> <td>$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	休 職 等 の 期 間	換 算 率	省略		職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間	$\frac{1}{2}$ 以下	省略	
休 職 等 の 期 間	換 算 率																
省略																	
職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間	$\frac{3}{3}$ 以下																
省略																	
休 職 等 の 期 間	換 算 率																
省略																	
職員休暇条例第3条第3項又は教育職員休暇条例第4条第3項の無給休暇の許可の期間	$\frac{1}{2}$ 以下																
省略																	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第32の規定は、この規則の施行の日以後の無給休暇の許可の期間について適用し、同日前の無給休暇の許可の期間については、なお従前の例による。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1188

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次_____に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて_____勤務しなかつた期間が<u>30日</u>を超える場合には、その勤務しなかつた<u>全期間</u></p> <p>(12) 省略</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて <u>1日</u>の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が<u>90日</u>を超える場合には、その勤務しなかつた<u>期間</u></p> <p>(12) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 68

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第 1 条 の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第 8 条の 2 において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第 8 条の 2 において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血	省略	<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第 1 条 の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血	省略
事 由	期 間												
(1)～(10) 省略													
(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第 8 条の 2 において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血	省略												
事 由	期 間												
(1)～(10) 省略													
(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血	省略												

幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(12)・(13) 省略

(14) 生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ60分以内(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内)の時間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親(条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を許可され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分)から当該許可又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)

(15)~(25) 省略

幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(12)・(13) 省略

(14) 生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ60分以内(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内)の時間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親_____

_____が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を許可され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分)から当該許可又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)

(15)~(25) 省略

2 条例第3条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
職員_____	(1) 一の年において180日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間。ただし、この項の休暇を継続して使用しようとする場合にあつては、連続する6月の期間
_____が要介護者を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	(2) (1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあつては、1日2時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

2 条例第3条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
職員(再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)以外の非常勤職員を除く。)が要介護者を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	一の年において180日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間。ただし、この項の休暇を継続して使用しようとする場合にあつては、連続する6月の期間(この期間が180日に満たない場合にあつては、180日)

3 前項の表の右欄の期間は、引き続き期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 30分 を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間（前項の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあつては、2時間）の範囲内とする。

4 再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表(12)の項及び(22)の項並びに第2項の表 の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の1週間の勤務日（条例第11条第4項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

（条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)~(4) 省略

(5) 前条第2項の表に規定する無給休暇を与える場合

2 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分（前項第5号に掲げる場合にあつては、30分）とする。

（休暇の算定）

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表(12)の項及び(22)の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表 に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事

4 第2項の表の右欄の期間は、一の年において既に与えられた無給休暇の期間と通算して180日を限度として、延長することができる。この場合における期間の延長は、特別の事情がないときは、1回に限るものとする。

5 1時間を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間 の範囲内とする。

6 再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員 に対する第1項の表(12)の項及び(22)の項、第2項の表並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員 又は任期付短時間勤務職員

の1週間の勤務日（条例第11条第4項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

(4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

（条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)~(4) 省略

2 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分 とする。

（休暇の算定）

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表(12)の項及び(22)の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事

委員会が定める。

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 省略

3 子の看護休暇及び第1条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の3の2 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)

の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第12条の2第2項中「条例第12条第1項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「条例第12条第4項の規定により読み替えて準用する条例第12条第1項に規定する公務の正常な運営の妨げの有無」と、同条第3項中「条例第12条第1項に規定する措置を講ずるために」とあるのは「条例第12条第4項の規定により読み替えて準用する条例第12条第1項に規定する公務の正常な運営のために」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

(5) 省略

2 省略

委員会が定める。

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 省略

3 所属長は、第1項の規定による無給休暇の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る要介護者の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害について当該申請をした職員に対して当該申請に係る無給休暇の期間の属する年に既に無給休暇を与えたことがあるときは、許可をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 子の看護休暇及び第1条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

2 省略

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

2 省略

第12条の7 前2条（前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（時間外勤務の制限）

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び第12条の3（同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

第12条の7 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（時間外勤務の制限）

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び第12条の3（同条第1項第3号及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
（休暇の許可の事由及び期間）	（休暇の許可の事由及び期間）																				
<p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第9条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) 生後3年に達しない子を</td> <td style="text-align: center;">1日2回それぞれ60分以内（生</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(9) 省略		(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第9条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略	(11)・(12) 省略		(13) 生後3年に達しない子を	1日2回それぞれ60分以内（生	<p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき_____</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) 生後3年に達しない子を</td> <td style="text-align: center;">1日2回それぞれ60分以内（生</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(9) 省略		(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき_____	省略	(11)・(12) 省略		(13) 生後3年に達しない子を	1日2回それぞれ60分以内（生
事 由	期 間																				
(1)～(9) 省略																					
(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第9条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略																				
(11)・(12) 省略																					
(13) 生後3年に達しない子を	1日2回それぞれ60分以内（生																				
事 由	期 間																				
(1)～(9) 省略																					
(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子_____若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき_____	省略																				
(11)・(12) 省略																					
(13) 生後3年に達しない子を	1日2回それぞれ60分以内（生																				

育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

後 1年 3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内)の時間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親(条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を許可され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分)から当該許可又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)

(14)~(23) 省略

育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

後 1年 3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内)の時間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親 _____
_____ が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を許可され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分)から当該許可又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)

(14)~(23) 省略

2 条例第4条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
職員 _____ _____ _____ _____ _____ _____ が要介護者を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	(1) 一の年において180日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間。ただし、この項の休暇を継続して使用しようとする場合にあつては、連続する6月の期間 (2) (1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあつては、1日2時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

3 30分 を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間(前項の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあつては、2時間)の範囲内とする。

4 再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤

2 条例第4条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
職員(再任用短時間勤務教育職員(条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。))以外の非常勤職員を除く。)が要介護者を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	一の年において180日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間。ただし、この項の休暇を継続して使用しようとする場合にあつては、連続する6月の期間(この期間が180日に満たない場合にあつては、180日)

3 前項の表の右欄の期間は、引き続き期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 第2項の表の右欄の期間は、一の年において既に与えられた無給休暇の期間と通算して180日を限度として、延長することができる。この場合における期間の延長は、特別の事情がないときは、1回に限るものとする。

5 1時間を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間 _____ の範囲内とする。

6 再任用短時間勤務教育職員 _____ 及び任期付短時間勤

務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表⁽¹⁾の項及び⁽²⁾の項並びに第2項の表 _____ の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表⁽¹⁾の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務教育職員（条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）の1週間の勤務日（条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務教育職員」という。）にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前条第2項の表に規定する無給休暇を与える場合

2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分（前項第5号に掲げる場合にあつては、30分）とする。

（休暇の計算）

第4条の2 年（暦年をいう。第6条第3項において同じ。）の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表⁽¹⁾の項及び⁽²⁾の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表 _____ に規定する無給休暇の日数等は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

（休暇の許可手続）

第6条 省略

2 省略

務教育職員 _____ に対する第1項の表⁽¹⁾の項及び⁽²⁾の項、第2項の表 _____ 並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表⁽¹⁾の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務教育職員 _____ 又は任期付短時間勤務教育職員 _____ の1週間の勤務日（条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務教育職員」という。）にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

(4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、1,395時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分 _____ とする。

（休暇の計算）

第4条の2 年（暦年をいう。第6条第3項において同じ。）の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表⁽¹⁾の項及び⁽²⁾の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表 _____ 及び第4項に規定する無給休暇の日数 _____ は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

（休暇の許可手続）

第6条 省略

2 省略

3 所属長は、第1項の規定による無給休暇の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る要介護者の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害について当該申請をした職員に対して当該申請に係る無給休暇の期間の属する年に既に無給休暇を与えたことがあるときは、許可をしないものとする。ただし、特別の事情

3 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の3の2 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の

規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第12条の2第2項中「条例第12条第1項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「条例第12条第4項の規定により読み替えて準用する条例第12条第1項に規定する公務の正常な運営の妨げの有無」と、同条第3項中「条例第12条第1項に規定する措置を講ずるために」とあるのは「条例第12条第4項の規定により読み替えて準用する条例第12条第1項に規定する公務の正常な運営のために」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求に係る子が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合に該当することとなつたこと。

(5) 省略

2 省略

第12条の7 前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の

規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(時間外勤務の制限)

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び

がある場合は、この限りでない。

4 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

2 省略

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

2 省略

第12条の7 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の

規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(時間外勤務の制限)

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び

届 出 の 事 由	その他 ()
	育児休業等に係る子が死亡した。
	育児休業等に係る子と離縁した。
	育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
	育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
	育児休業等に係る子についての民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)
育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。	
その他 ()	
省略	

注 省略

様式第4号(第11条、様式第1号関係) 育児短時間勤務承認請求書

省略		
請求に係る子	省略	
	請求者との続柄等	
	省略	
省略		

注 省略

様式第5号(第15条関係) 部分休業承認請求書 (表)

省略		
請求に係る子	省略	
	請求者との続柄等	
	省略	
省略		

(裏) 省略

届 出 の 事 由	同居しなくなった。 負傷又は疾病
	その他 ()
	育児休業等に係る子が死亡した。
	育児休業等に係る子と離縁した。(養子縁組の取消しを含む。)
	育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
	その他 ()
省略	

注 省略

様式第4号(第11条、様式第1号関係) 育児短時間勤務承認請求書

省略		
請求に係る子	省略	
	請求者との続柄等	
	省略	
省略		

注 省略

様式第5号(第15条関係) 部分休業承認請求書 (表)

省略		
請求に係る子	省略	
	請求者との続柄等	
	省略	
省略		

(裏) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則第3条第2号の規定の適用については、同号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」とする。

3 この規則施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則様式第2号、様式第4号及び様式第5号の規定による書類は、同条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則様式第2号、様式第4号及び様式第5号の規定による書類とみなす。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務課）</p> <p>第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>（教養課）</p> <p>第29条 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>第58条 省略</p> <p>（取調べ監督室）</p> <p>第58条の2 <u>総務課に、取調べ監督室を附置する。</u></p> <p><u>2 取調べ監督室は、第22条第8号の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>3 取調べ監督室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて</u> <u>充てる。</u></p> <p><u>4 室長は、上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、部下</u> <u>職員を指揮監督する。</u></p> <p>（術科指導室）</p> <p>第64条 省略</p> <p>2 術科指導室は、<u>第29条第5号及び第6号</u>の事務をつかさどる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（総務課）</p> <p>第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>（教養課）</p> <p>第29条 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>第58条 省略</p> <p>（術科指導室）</p> <p>第64条 省略</p> <p>2 術科指導室は、<u>第29条第4号及び第5号</u>の事務をつかさどる。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成29年3月24日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第5条の2 所属長は、3歳に満たない子（<u>職員の休日、休暇並び</u> <u>に勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条</u> <u>の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）</u> のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該</p>	<p>（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第5条の2 所属長は、3歳に満たない子 _____ _____ _____のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該</p>

請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。）であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）における勤務をさせてはならない。

(1)～(4) 省略

3 省略

4 前3項（第2項各号を除く。）の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者 _____ を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。）であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「要介護者 _____

_____ のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休暇)

第13条 職員の休暇については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 _____ の例による。

(部分休業)

第13条の2 省略

請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親 _____

_____ であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）における勤務をさせてはならない。

(1)～(4) 省略

3 省略

4 前2項（第2項各号を除く。）の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において _____

_____、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親 _____

_____ であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休暇)

第13条 職員の休暇については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の例による。

(部分休業)

第13条の2 省略

2～4 省略

5 修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の失効等及び不利益取扱いの禁止については、地方公務員法 _____ 及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 _____ の例による。

(恩 給)

第19条 恩給法（大正12年法律第48号）の準用を受ける職員又は愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）の適用を受ける職員が退職し、又は死亡したときは、本人又はその遺族の請求を待つて、同法又は同条例の規定により恩給を支給する。

(懲 戒)

第23条 職員の懲戒については、地方公務員法 _____ その他の法令に定めるもののほか、職員の懲戒に関する条例（昭和26年愛媛県条例第44号）の定めるところによる。

2～4 省略

5 修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の失効等及び不利益取扱いの禁止については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の例による。

(恩 給)

第19条 恩給法（大正12年法律第48号）の準用をうける職員又は愛媛県吏員恩給規則（大正12年愛媛県令第68号）の適用を受ける職員が退職し、又は死亡したときは、本人又はその遺族の請求を待つて、同法又は同規則の規定により恩給を支給する。

(懲 戒)

第23条 職員の懲戒については地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令に定めるもののほか、職員の懲戒に関する条例（昭和26年愛媛県条例第44号）の定めるところによる。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。